

内閣官房長官
菅 義 偉 様

北朝鮮ミサイル発射への
対応強化についての緊急アピール

平成 29 年 8 月 31 日
広 島 県・鳥 取 県

北朝鮮ミサイル発射への対応強化についての緊急アピール

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）による相次ぐミサイル発射や核実験の実施は、国連安全保障理事会決議を無視した重大な挑発行為であり、我が国の主権と安全保障、国際社会の平和と安全を冒瀆する暴挙である。

8月29日の北朝鮮による日本列島上空を通過する弾道ミサイルの発射は、我が国においても、地域においても、その平和や安全に極めて深刻かつ重大な脅威であり、断じて容認できない行為である。

さらに、北朝鮮による、中距離弾道ミサイル4発をグアム島沖の海上に同時に打ち込む計画が報道されており、実行された場合は、島根県、広島県、愛媛県、高知県の上空を通過するとされている。

これにより、不測の事態も危惧されるなど、朝鮮半島情勢はこれまでになく緊迫化し、国民の不安が増大している。

国においては、国民の生命・財産を守り、安全安心を確保するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

- (1) 北朝鮮がこれ以上、ミサイル発射や核実験の実施といった暴挙に出ることのないよう、拉致問題の解決も含め、国際社会と連携し、外交・経済等あらゆる手段で、断固とした対応をとること。
- (2) 国民の不安を払拭し、国民の安全を守るための措置として、ミサイル発射の兆候・発射情報については、直ちに国民や地方公共団体等に情報提供を行うとともに、国民に対し、飛来への備え、落下後の避難行動や救助活動等について、より具体的かつ詳細な情報提供を行い、国民の理解の深化を図ること。
- (3) ミサイル発射の兆候、発射情報については、Jアラートの鳴動の有無に関わらずすべて、地方自治体及び日本海で操業する漁船などの船舶、さらに航行中の航空機に対し、迅速かつ直接に伝達される仕組みを構築すること。
- (4) 万が一、我が国に弾道ミサイルが着弾する恐れがあるなど、不足の事態が発生した場合に備え、中国四国4県に、地上配備型迎撃ミサイル「PAC-3」が展開されたが、引き続き警戒・防護体制を強化し、住民の安全確保に万全を期すこと。
- (5) 地方公共団体や鉄道・バス・船舶事業者、ライフライン事業者、消防・

警察などにおける事案発生時の対応や備えの具体化を図るため、ミサイルが飛来又は落下する可能性がある場合に関係機関がとるべき対応を明確化すること。併せて、ミサイル落下も想定した実践的な訓練の具体的実施方法等を示すこと。

- (6) 武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保するとともに、その備蓄施設や有事の運搬方法等について指針を示すこと。
- (7) 万が一、被害が発生した場合、国において万全の措置を講じること。
- (8) 北朝鮮から我が国へ流入すると想定される多数の避難民への対応について、国において対応方針を明らかにすること、また、地方公共団体が対応すべき事項がある場合は、都道府県の役割を明確にし、事案発生時に取るべき方策を定めること。

平成29年8月31日

広島県知事 湯 崎 英 彦

鳥取県知事 平 井 伸 治